

## 公金受取口座を利用した給付申請について

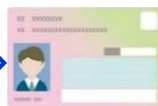
預貯金口座情報をマイナンバーを利用してマイナポータルに登録しておくことにより、組合から支給される【高額療養費・療養費・傷病手当金・出産育児一時金・葬祭費】等の公的給付金申請の際に**口座情報の記載が不要となります。**



## 公金受取口座登録制度の流れ

### ①公金受取口座登録

組合員がマイナポータル等から、公金受取口座を登録

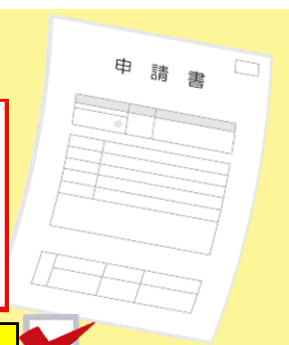


### ②給付申請 + 利用意思表示

組合員が公的給付申請する際に、登録している口座を利用する意思表示として申請書内の利用するにチェックを記入

令和5年1月から申請書内に公金受取口座利用の有無を確認するチェック欄を追加します。

公金受取口座を利用する



### ③組合が情報連携で口座情報取得

組合が情報連携によって申請者の口座情報を取得

公金受取口座を利用する方は口座記入の代わりに利用有無の利用するにチェックVを入れてください!!

### ④取得した口座に給付金を支給

組合が取得した口座に給付金を振り込む

公金受取口座を利用されない方は今までとおり、振込口座をご記入ください!!